

特集にあたって

渡部 俊也（東京大学）

OR学会の特集として今回は知的財産をとりあげていただきました。おそらくOR学会員のみなさまにとっての知的財産との関わり方としては、2つの視点があるのだろうと思います。一つはOR学会自身が経営の科学であるとする立場から、現代的な経営に関する知識として知的財産は不可欠な要素であるという点です。もうひとつは科学技術者として「自ら創造した成果物としての知的財産を、どのようにして守り活用するか」という方法に関する知識として、知的財産制度が重要である」という点です。小泉内閣になってから急速に進んだ最近の知的財産重視政策の帰結として、知的財産の制度は大きく変化しており、保護や活用などの知的財産の全貌を正確に捉えるのはかなり困難になっています。今回の特集では、大きく変化する知的財産制度を背景に、この2つの視点に関する内容の論文を著名な先生方にそれぞれ執筆して頂きました。

まず知的財産制度全般の制度改革について、東京理科大学知的財産専門職大学院教授でジャーナリストの馬場練成氏に執筆いただきました。知的財産高等裁判所の設置、大学の知財制度改革、模倣品対策やデジタルコンテンツビジネスに関する議論などを、図表を交えて分かりやすく解説していただきました。

このような急速な知財制度改革が行われた背景としては、社会の仕組み、パラダイムが大きく変化していることを理解することが重要です。知識社会の到来が必然としてもたらした知的財産制度改革、その動向について、東京理科大の生越助教授に丁寧に解説していただきました。

次に東京大学経済学部の高橋伸夫教授に、技術者の報酬について経営学者の立場から執筆いただきました。最近退職技術者が提起する職務発明に関する事件が頻発しています。職務発明制度に関する法改正も行われ、多少落ち着いた感が出てきましたが、法律の如何によらず、組織に帰属する技術者の報酬の問題は大変奥深いテーマです。高橋先生の論文はそのような意味でも、

会社と技術者との関係を深く考えさせられる内容になっています。

知的財産制度は現在各国で異なっていますが、経済活動のグローバライズ化に従って、世界的な制度として使いやすく整備していくという議論も行われています。この議論を行うためには19世紀末にさかのほる知的財産制度の国際的枠組みの現状を理解する必要があります。WIPO前事務局次長の植村昭三氏に、現在に至るまでの知的財産の国際的枠組みと課題について、解説をしていただきました。国際的環境変化に対応した制度の変遷について、その関係も含めて丁寧に解説していただきました。

最後に、研究方法そのものに特許が付与されて、その方法を用いている大学などの研究者を訴えたり、その研究行為を差し止めたりといった事態が予想されるといった問題に関して渡部が解説しました。この問題に関する議論の経緯と、総合科学技術会議で最近まとめられたガイドラインの内容、さらにこのガイドラインの将来的な意義について解説を行いました。

知的財産に関する重要な話題は幅広く、今回の特集中十分カバーできるものではありませんが、執筆をお願いした先生方のご尽力で、たいへん要点をついたコンパクトな特集に仕上がったのではないかと思います。

私の原稿は、スケジュールの関係で、知的財産に関する国際学会発表と調査のために中国に出張している際に執筆したものです。WTOに加盟した中国は、現在国家知的財産戦略の策定を行っている最中ですが、実は日本でも中小企業や地域などでは、「知財重視」や「知識社会」に未だに十分対応できていないセクターは少なくないのです。「われわれは知識社会に本当に対応できているのか」という問いを行うことは、知財の問題を考える上で最も本質的な問いかけであると思います。そのようなきっかけをこの特集が提供できれば幸いであると感じます。